

デイサービスセンター豊泉家 芦屋山手

(通所介護)

重要事項説明書

社会福祉法人福祥福祉会

3.0 版
2025/7/1

重要事項説明書

ご利用を検討していただいている指定通所介護について、契約を締結する前に概要や提供されるサービスの内容及び契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。
分からないこと、分かりにくいことがあればご遠慮なく質問してください。

この重要事項説明書は「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。）」の規定に基づき、契約締結に際し、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

1 事業所の概要

事業者名称	社会福祉法人福祥福祉会
代表者の氏名	理事長 福井 良幸
本社所在地	大阪府豊中市北緑丘二丁目9番5号
電話番号	06-6152-1233
法人設立年月日	平成10年3月30日

2 事業所の概要

事業所の名称	デイサービスセンター豊泉家 芦屋山手
介護保険指定事業者番号	兵庫県指定 第 2871001919 号
事業所の所在地	兵庫県芦屋市剣谷 9 番地 1
電話番号	0797-23-5355
FAX番号	0797-62-6029
管理者の氏名	森本 智美
利用定員	35 名
事業所の通常の事業の実施地域	兵庫県 芦屋市全域 兵庫県 西宮市 相生町・雲井町・殿山町・高塚町・松生町・久出ヶ谷町・木津山町・深谷町・老松町・樋之池町・桜町・豊楽町・松風町・苦楽園一番町・苦楽園二番町・苦楽園三番町・苦楽園四番町・苦楽園五番町・苦楽園六番町・西平町・美作町・角石町・毘沙門町・甕岩町・獅子ヶ口町・神園町・甲陽園若江町・甲陽園西山町・南越木岩町・石芻町・菊谷町 兵庫県 神戸市東灘区 森北町・甲南台・本山北町・森南町・本山中町・田中町・岡本

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者の身体状況に応じ、可能な限り居宅で自立した生活が営めるようにデイサービスセンターにおいて、食事、入浴、機能訓練等必要なサービスを提供し、併せて、社会的孤立感の解消及び介護家族の身体的、精神的な負担の軽減を目的とします。
運営方針	利用者の要介護状態の軽減または、悪化の防止となるよう利用者個々に「通所介護計画」を作成し、計画に沿ったサービスを提供します。

4 事業所の営業日時及びサービスの概要

営業日及び営業時間	月曜日～土曜日(祝日含む) / 8:00～17:45
サービス提供日	月 22日 (「年間サービス提供日カレンダー」に基づく)
サービス提供時間	9:15～16:30
サービス提供中止・短縮	事業実施地域に「暴風警報」が発令され、送迎やサービスに支障があると判断した場合、災害等によりサービス提供できないと判断した場合、サービス提供を「中止」「短縮」することがあります。 ・提供当日8時30分の時点で判断した場合・・・中止 ・サービス利用中に判断した場合・・・短縮

5 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 職員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ通所介護計画を交付します。 5 通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画の変更を行います。 	常勤1名 (生活相談員と兼務)
生活相談員	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 	常勤1名 以上 (管理者と兼務)
看護従業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の静養のための必要な措置を行います。 3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な措置を行います。 	非常勤1名 以上 (豊泉家クリニック 芦屋山手と 連携)
介護従業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。 	常勤2名 以上
機能訓練指導員	<ol style="list-style-type: none"> 1 通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。 	常勤1名 以上

6 提供するサービスの内容及び費用

(1) 提供するサービスの内容

通所介護計画の作成		<p>1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。</p> <p>2 通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。また、計画を作成した際は利用者に交付します。</p> <p>3 指定通所介護の提供にあたっては、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明します。</p> <p>4 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</p>
送迎		居宅等と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	健康管理	利用中の健康管理に努めます。 (当日利用前の体温測定、入浴前のバイタル測定)
	食事提供および介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食等の提供を行います。
	入浴提供および介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、移動、車いすへ移乗の介助を行います。
機能訓練	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
創作活動など		利用者の選択に基づき、趣味/特技に応じたクラブ活動等の場を提供します。
関係機関との連携		行政機関に関する手続きが必要な場合には、居宅介護支援事業所等と連携を図ります。
相談及び援助		利用者及びその家族からの相談については、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。

(2) 提供するサービスの費用

ア. 利用料の区分

法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額（居宅介護サービス費の1割・2割又は3割）
法定代理受領外の場合	介護報酬の告示上の額（居宅介護サービス費の基準額に同じ）

イ. 利用料と利用者負担額

別紙1

ウ. キャンセル料

サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。

- ・ 利用前日の17時45分までの連絡の場合・・・キャンセル料は不要です
- ・ 利用前日の17時45分以降連絡の場合・・・別紙 1

※ただし、利用者の急な入院や当ホームが認めたやむを得ない事情によるキャンセルについては、キャンセル料を請求致しません。

7 利用料及びその他の費用の請求及び支払い方法

請求	支払
利用者負担のあるサービス提供毎に計算し、利用がある前月の合計金額を当月10日迄にWEBにて請求いたします。 請求が無い月は請求書発行はありません。	申し込みされた金融機関より毎月22日、口座より自動引き落としいたします。なお、22日が土・日・祝の場合は翌営業日となります。 支払い確認後、WEBにて領収書発行いたします。

※郵送での請求書、領収書発行をご希望の際は、別途費用をお支払いいただきます。

※支払いについて、支払いの期日から2ヶ月以上遅延し、文書による支払い催告を行ったにもかかわらず、催告の日から14日以内にお支払いがない場合、解約のうえ、未払い分をお支払いいただきます。

8 契約内容の変更について

(1) 利用料等の変更

サービス利用料金の基礎となる厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）に変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。また、介護保険対象外サービスについても社会情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して、変更を行う2ヶ月前に説明した上で、当該サービス利用料金を変更することができます。

(2) 利用サービスの内容の変更

通所介護計画の内容が、利用者の合意により変更され、事業者が提供するサービス内容または介護保険適用範囲が変更となる場合には、事業者は予めその内容を利用者へ文書で説明し、承諾を得てこの契約の一部変更契約を締結するものとします。

9 身分証携行義務

通所介護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

10 サービス提供にあたっての留意事項

- (1) 事業者は指定通所介護等の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者、又はその家族に対し本運営規程の概要その他、利用を判断する上で必要な事項について記した「重要事項」を交付し説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとします。
- (2) 事業者は、正当な理由なく指定通所介護の提供を拒まないものとします。
- (3) 事業者は、第2条の実施地域等を勘案し利用申込者に対し、自ら適切な指定通所介護を提供することが困難な場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等の紹介その他必要な措置を講ずるものとします。
- (4) 事業者は、指定通所介護の提供を求められたときは、利用者へ被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無及びその有効期間を確かめるものとします。
被保険者の住所などに変更があった場合には速やかに当センターにお知らせください。

- (5) 事業者は、前項において利用申請をしようとする者が要介護認定等の申請を行っていない場合は、当該利用申し込みの意向を踏まえて速やかに、要介護認定等の申請が行われるよう必要な援助を行うものとします。また要介護認定等を受けた者が、居宅介護支援等を利用していない場合であっても、必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が遅くとも有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行うものとします。
- (6) 事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号（第83条の9の各号）のいずれにも該当しないときは、利用申込者又はその家族に対して、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、指定通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領を行うために必要な援助を行なうものとします。
- (7) 事業者は、利用者が「居宅サービス計画」の変更を希望する場合は、当該居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行うものとする。
- (8) 事業者は、指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日、内容、当該指定通所介護について介護保険法第41条第6項（第53条第4項）の規定に基づき、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又は、これに準ずる書面に記載するものとします。
- (9) 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとします。
- (10) 事業者は、指定通所介護を受けている利用者が偽りやその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知するものとします。
- (11) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画」を作成します。なお、作成した「通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (12) サービス提供は「通所介護計画」に基づいて行ないます。なお、「通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

1.1 ご利用の際の留意事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出るものとします。
外出	センターから出られる際は、行き先を職員に事前に申し出るものとします。
居室・設備・器具の利用	ホーム内の居室や設備、器具は本来の用法に従うものとします。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただきます。
喫煙	全館禁煙です。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為、また、むやみに同一敷地内にあるホームの居室等への立ち入りはご遠慮願います。
所持品、貴重品の管理	管理はご利用者自身で行うものとします。なお、これらの盗難について当ホームでは一切の責任を負いかねます。
宗教及び政治活動	センター内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は禁止いたします。
動物	センター内へのペットの持ち込みは禁止いたします。

1.2 秘密保持と個人情報保護

<p>利用者及びその家族に関する秘密の保持</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。</p>
<p>個人情報保護</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料等が必要な場合は利用者負担となります。）</p>

1.3 虐待防止

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に挙げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

虐待防止に関する責任者： 森本 智美

1.4 身体拘束

- (1) 当センターはサービスの提供にあたって、当該利用者及び他利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- (2) 当センターは指針に則り、身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行うものとします。
 - ア. 身体拘束委員会を設置します。
 - イ. 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。
 - ウ. 入居者又は家族に説明し、その他方法が無かったか改善方法を検討します。

1.5 緊急時及び事故発生時における対応

緊急時	サービス提供中に、利用者に急変等生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
事故発生時	<ul style="list-style-type: none">・サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。・サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。(当センターは損害賠償保険に加入しております。)・事故予防（安全対策）の指針に則り、安全管理対策部門を設置し、適切に従業者全員に行き渡るような体制を整備しています。

1.6 非常災害時の対応

事業者は、非常災害に関する具体的計画を立ておくとともに、非常災害に備え、避難・救出等の訓練を定期的実施するものとします。

1.7 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する食器や設備又は飲用水について、衛生管理に努め、衛生上必要措置を講じるとともに、また、看護処置備品等の管理も適正に行います。
- (2) 感染症の発生及び蔓延防止の為、必要な措置を講じます。
- (3) 感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言を求め、連携に努めます。

1.8 感染症予防及びまん延防止

従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

1.9 新興感染症及び自然災害における業務継続計画等について

事業所は、新興感染症及び自然災害が事業所内で発生した場合において、指定通所介護の提供を継続するために、非常時の体制で早期の業務再開を図る計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業所は、担当従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (2) 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

2 0 ハラスメント対策について

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、従業員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の従業員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

2 1 心身の状況把握

指定通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

2 2 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

2 3 サービス提供の記録

- (1) 指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、サービス完結の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

2 4 苦情処理体制及び手順、窓口

処理体制	当センターは、利用者からの苦情に迅速且つ適正に対応するために、苦情受付窓口を設置します。
処理手順	1. 苦情の受付 2. 苦情内容及び原因を確認 3. サービスの見直し及び改善 4. ご家族への説明 5. サービスの実施と経過を把握 6. 苦情処理の記録及び必要に応じて行政への報告
相談窓口	窓口担当者（生活相談員） 森本 智美 解決責任者（施設管理者） 森本 智美 窓口営業日及び時間 月曜日～土曜日(祝日含む) / 8:00～17:45 窓口電話番号 0797-23-5355

2.5 サービス提供に関する相談

【市町村の窓口】 芦屋市 子育て福祉部福祉室 高齢介護課介護保険事業係	所在地：芦屋市精道町7番6号 電話番号：0797-38-2024 FAX番号：0797-38-2060 受付時間：8:45～17:15 (月曜日～金曜日)
【市町村の窓口】 西宮市役所 健康福祉局 福祉総括室 法人指導課	所在地：西宮市六湛寺町10番3号 電話番号：0798-35-3082 FAX番号：0798-34-5465 受付時間：9:00～17:30 (月曜日～金曜日)
【市町村の窓口】 神戸市役所 福祉局 監査指導部	所在地：神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号：078-322-6326 FAX番号：078-322-5771 受付時間：9:00～17:30 (月曜日～金曜日)
【公共団体の窓口】 兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地：神戸市中央区三宮町一丁目9番1-1801号 電話番号：078-332-5617 FAX番号：078-332-9520 受付時間：8:45～17:15 (月曜日～金曜日)

デイサービスセンター豊泉家 芦屋山手
(通所介護)

重要事項説明書 (料金表)

イ 利用料と利用者負担額 (1月につき)

地域区分単価

10.68 円

(芦屋市)

■通常規模型

介護度	サービス提供 時間数	単位数	利用料	1割利用者 負担額	2割利用者 負担額	3割利用者 負担額
要介護 1	3時間以上4時間未満	370 単位	3,951 円	396 円	791 円	1,186 円
	4時間以上5時間未満	388 単位	4,143 円	415 円	829 円	1,243 円
	5時間以上6時間未満	570 単位	6,087 円	609 円	1,218 円	1,827 円
	6時間以上7時間未満	584 単位	6,237 円	624 円	1,248 円	1,872 円
	7時間以上8時間未満	658 単位	7,027 円	703 円	1,406 円	2,109 円
要介護 2	3時間以上4時間未満	423 単位	4,517 円	452 円	904 円	1,356 円
	4時間以上5時間未満	444 単位	4,741 円	475 円	949 円	1,423 円
	5時間以上6時間未満	673 単位	7,187 円	719 円	1,438 円	2,157 円
	6時間以上7時間未満	689 単位	7,358 円	736 円	1,472 円	2,208 円
	7時間以上8時間未満	777 単位	8,298 円	830 円	1,660 円	2,490 円
要介護 3	3時間以上4時間未満	479 単位	5,115 円	512 円	1,023 円	1,535 円
	4時間以上5時間未満	502 単位	5,361 円	537 円	1,073 円	1,609 円
	5時間以上6時間未満	777 単位	8,298 円	830 円	1,660 円	2,490 円
	6時間以上7時間未満	796 単位	8,501 円	851 円	1,701 円	2,551 円
	7時間以上8時間未満	900 単位	9,612 円	962 円	1,923 円	2,884 円
要介護 4	3時間以上4時間未満	533 単位	5,692 円	570 円	1,139 円	1,708 円
	4時間以上5時間未満	560 単位	5,980 円	598 円	1,196 円	1,794 円
	5時間以上6時間未満	880 単位	9,398 円	940 円	1,880 円	2,820 円
	6時間以上7時間未満	901 単位	9,622 円	963 円	1,925 円	2,887 円
	7時間以上8時間未満	1,023 単位	10,925 円	1,093 円	2,185 円	3,278 円
要介護 5	3時間以上4時間未満	588 単位	6,279 円	628 円	1,256 円	1,884 円
	4時間以上5時間未満	617 単位	6,589 円	659 円	1,318 円	1,977 円
	5時間以上6時間未満	984 単位	10,509 円	1,051 円	2,102 円	3,153 円
	6時間以上7時間未満	1,008 単位	10,765 円	1,077 円	2,153 円	3,230 円
	7時間以上8時間未満	1,148 単位	12,260 円	1,226 円	2,452 円	3,678 円

※別に厚生労働大臣が定める基準に適合するご利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定通所介護を提供する場合、4 時間以上 5 時間未満の区分に該当する料金・利用料のそれぞれ 100 分の 70 に相当する利用料をいただきます。

■介護保険法で定める加算及び費用

加算項目	内容	単位数	利用料	1割利用者負担額	2割利用者負担額	3割利用者負担額
入浴介助加算（Ⅰ）	入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定される	40単位	427円	43円	86円	129円
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	理学療法士等により作成された個別機能訓練計画に基づく機能訓練の実施	56単位	598円	60円	120円	180円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者を対象に指定通所介護を行った場合に算定	60単位	640円	64円	128円	192円
口腔機能向上加算(Ⅰ)	口腔機能改善管理指導計画に沿って口腔機能向上サービスを行い、定期的に評価する（月2回まで）	150単位	1,602円	161円	321円	481円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	介護職員を中心とした従業員の賃金改善を実施しているものとして、利用者に対し指定介護福祉サービスを行った場合に加算	(介護報酬総単位数×9%×10.68円)の1割(2割・3割)負担				

■介護保険給付対象外サービス内容及び利用料

種類	内容	利用料(税抜)
昼食代	利用当日、各レストランにおいてご利用者自身にて選択	実費
銘菓サービス	希望された利用者のみ季節の和菓子や洋菓子を提供	実費
モーニングサービス	希望された利用者のみレストランから提供される朝食を提供	実費
特別入浴サービス	個浴(ミラバス)にてゆったりと入浴 (希望された利用者のみ・30分予約制)	1,000円/回
タオルサービス	希望された利用者のみ 専用バスタオル&フェイスタオルセットをご用意 (基本的なタオルは事業所で用意しています)	253円/回

アメニティサービス	希望された利用者のみ数種類の乳液や化粧水等をご用意、 ご自由に利用	100円/回 1,000円/月
写真サービス	クラブ活動やイベントで楽しまれた写真を販売	100円/枚
パット代	希望された利用者のみ販売	リハビリパット 173円/枚 紙おむつ 115円/枚 パット(大) 92円/枚 パット(小) 58円/枚
理美容サービス	委託している業者によるサービス提供 (希望された利用者のみ・予約制)	実費
特別行事参加費用	外部に依頼する特別なイベント参加料 (希望された利用者のみ)	実費
通常の実地地域外の送迎	通常実施地域以外の送迎	実費 (掛かった費用)
キャンセル料	利用前日の17時45分以降のご連絡	1,000円